

●香川県告示第347号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により地方卸売市場の廃止の許可をしたので、卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第22条の規定により告示する。

平成19年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

地方卸売市場の開設者			廃止しようとする地方卸売市場の名称	取扱品目の部類	許可番号	廃止予定年月日
名称	代表者職氏名	所在地				
株式会社坂出地方卸売市場	代表取締役社長 保子一郎	坂出市入船町1丁目5番9号	株式会社坂出地方卸売市場	青果部 花き部	第9号	平成19年 6月30日